



## 法定相続情報証明制度が始まる背景

# 相続登記の放置で所有者不明!?

前回ご紹介した「法定相続情報証明制度」。この制度が作られた背景には何があるのでしょうか？

それは… **所有者不明の土地・空き家の増加！**

東日本大震災で被害を受けた地域では自治体が宅地を買い上げる事業があります。

地域活性化を目的として道路を整備するため用地買収が計画されます。

固定資産税を徴収して自治体の財源を確保します。

**所有者不明で自治体が誰に話をしているかわからないため実現できず！**



## どうして所有者不明に？

- 以前の所有者が死亡しているのに長期間「**相続登記を放置**」！
- いざ相続登記をしようにも**数次相続が発生**。疎遠な相続人の数が増えて手続困難！

→ **登記簿上の所有者が把握できないと、誰も活用できません！**

**「相続登記が進まない原因＝煩雑な手続」を解消するため  
遺産相続手続を簡略化へ**

何が大変？

相続登記では**故人の出生～死亡の全戸籍**を取り寄せ、誰が相続人なのかを確認する必要があります。



お客様に聞きました

戸籍集めでの体験談



戸籍の種類によって形式が異なり、繋がり確認が難しかった



どの役所へ請求すれば良いかわからなくて困った



古い戸籍を読むのが難解だった



遠方の役所への郵送請求が面倒だった

## 現行制度

膨大な量の戸籍を不動産の管轄ごとに法務局へ提出



## 新制度

法務局が交付する「**認証文付き一覧図**」1枚でOK

**相続登記はお早めに！ご相談はF&Partnersへ！**

今週の

お客様の**声**

他の方へ  
すすめますか？

守山市 N.Y様

迷わなくてよいのでは安心してます

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

「法定相続情報証明制度」については  
**4月17日号**をご覧ください

